

尚、手数料は甲の負担とする。

1) 紹介手数料

紹介手数料は、丙の初年度年収の 15% (税別) とする。

ここでいう初年度年収とは、通勤費、残業代を除く、基本給及び全ての諸手当、並びに賞与を含むものとする。

2) 紹介手数料以外に発生する費用 (事前に見積書にて提示)

① 海外人材紹介の場合の入国前日本語教育費用、日本への赴任旅費、入国申請費用等

② 国内人材紹介の場合の赴任旅費、転居費用等

3) 請求及び支払日

乙は甲に対して丙が入社した月の当月末日までに上記 1)、2) の請求書を発行し、甲は請求書発行月の翌月末日までに請求額を全額支払うものとする。月末日が休日の場合は直前の平日とする。

(短期退職時の紹介手数料の取り扱い)

第8条 丙が自己の意思により短期退職した場合、或いは就業規則違反等丙の責めに帰すべき事由により短期退職又は解雇された場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

尚、第 7 条に示す紹介手数料以外に発生した費用は払い戻しの対象外とする。

1 ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の 70% に相当する額
2 ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の 50% に相当する額
3 ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の 30% に相当する額
3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の 10% に相当する額

(個人情報保護及び秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材 (採用に至らなかった者も含む) の個人情報を漏洩させないように万全の措置を講ずると共に、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

2. 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め直ちに返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

(有効期間及び有効期間満了後の秘密保持)

第10条 本契約の有効期間は、2020 年 月 日から 2021 年 月 日までの 1 年間とする。但し、有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲・乙いずれかからも特段の申し入れがないときは、更に 1 年間同一条件で更新し、以後も同様とする。

2. 第 10 条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲・乙共に前項